

○法務省告示第五百七号

戸籍法第一百七条の二第二項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。  
この指定は、平成十八年十一月十八日から効力を生ずる。

平成十八年十一月一日

法務大臣 長勢 甚達

徳島県板野郡上板町長

○外務省告示第五百九十四号

平成十八年十月十八日にベオグラードで、ベオグラード市上水道施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセルビア共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 ベオグラード市上水道施設整備計画を実施するために必要な  
(a) 機材及びその据付けに必要な役務の供与  
(b) 前記(a)の機材の輸送に必要な役務の供与
- 2 贈与の限度額 四億五千四百万円
- 3 贈与の使用期限 平成十九年三月三十一日まで

4 署名者

日本 側 長井忠在セルビア・モンテネグロ大使

セルビア側 ミラン・パリヴォディッチ対外経済関係大臣

平成十八年十一月一日

外務大臣 麻生 太郎

○農林水産省告示第千四百八十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成十八年十一月一日

農林水産大臣 松岡 利勝

一イ 登録年月日及び登録番号

平成十八年十月二十日 第七十九号

ロ 登録認定機関の名称及び住所

有限責任中間法人日本削節検査・認証協会

東京都江東区東陽五丁目二十九番四十七号

ハ 登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類

飲食料品（認定を行う農林物資の種類は、削りぶし及び煮干魚類に限る。）

二 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1) 認定を行う区域

国内

(2) 認定を行う事業所の所在地

東京都江東区東陽五丁目二十九番四十七号

二イ 登録年月日及び登録番号

平成十八年十月二十日 第八十号

ロ 登録認定機関の名称及び住所

社団法人京都府畜産振興協会 京都府京都市南区東九条西山王町一番地

ハ 登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類

地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物（認定を行う農林物資の種類は、地鶏肉に限る。）

二 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1) 認定を行う区域

三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

(2) 認定を行う事業所の所在地

京都府京都市南区東九条西山王町一番地

二イ 登録年月日及び登録番号

平成十八年十月二十日 第八十一号

ロ 登録認定機関の名称及び住所

特定非常利活動法人北海道オーガニック推進協会 北海道札幌市北区あいの里四条三丁目四番二十七号

ハ 登録認定機関が認定を行う農林物資の区分及び種類

地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物（認定を行う農林物資の種類は、有機農産物及び有機加工食品に限る。）

二 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1) 認定を行う区域

国内及び外国

(2) 認定を行う事業所の所在地

北海道札幌市北区あいの里四条三丁目四番二十七号

四イ 登録年月日及び登録番号

平成十八年十月二十日 第八十二号

ロ 登録認定機関の名称及び住所

社団法人長崎県食品衛生協会 長崎県西彼杵郡長与町高田郷三千六百四十番地三

平成十八年十月二十日 第八十二号

社団法人長崎県食品衛生協会 長崎県西彼杵郡長与町高田郷三千六百四十番地三